

藤沢市教育委員会 3 月定例会会議録

日 時 2021 年（令和 3 年）3 月 17 日（水）
午後 5 時 00 分
場 所 市役所本庁舎 3 階 3－3 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 題
 - (1) 教育長職務代理者の指名について
- 5 議 事
 - (1) 議案第 46 号 藤沢市文化財保護条例施行規則の一部改正について
 - (2) 議案第 47 号 藤沢市学校運営協議会規則の制定について
 - (3) 議案第 48 号 藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
 - (4) 議案第 49 号 藤沢市立学校施設再整備基本方針～学校施設の長寿命化に向けて～の改定について
 - (5) 議案第 50 号 藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱について
- 6 閉 会

出席委員

1番 岩本將宏
2番 大津邦彦
3番 飯島広美
4番 木原明子
5番 市村杏奈

出席事務局職員

教育次長	須田 泉	生涯学習部長	神原 勇人
教育部長	松原 保	生涯学習部参事	齋藤 拓也
教育部参事	佐藤 繁	郷土歴史課長	田代 俊之
学校施設課長	西山 勝弘	学務保健課長	近 尚昭
教育総務課主幹	山崎 淳一	郷土歴史課課長補佐	竹中 丈博
学校施設課課長補佐	木下 尊人	学務保健課指導主事	市川 明美
書 記	鈴木 憲二郎		

岩本教育長

ただいまから藤沢市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、会議時間の短縮についてご協力いただきたく、説明を簡潔にさせていただくなどのご配慮をお願いいたします。また、ご発言の際は、マスク着用のまま行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、2 番・大津委員、5 番・市村委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、2 番・大津委員、5 番・市村委員にお願いいたします

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおりに承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長

それでは、このとおりに承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

これより議題に入ります。

議題 1 「教育長職務代理者の指名について」を審議いたします。この議題につきましては、木原現教育長職務代理者の任期が 2021 年 3 月 31 日をもって満了となることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 13 条第 2 項の規定により、2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までの間の藤沢市教育委員会教育長職務代理者を指名するものです。

教育長職務代理者には、幅広い見識を有しておられます市村委員を指名したいと思います。任期は、2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までの 1 年間といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、市村委員から一言お願いいたします。

市村委員

教育長からご指名がありましたとおり、4 月から、私が教育長職務代理者を務めることになりましたので、よろしくお願いいたします。

岩本教育長

それでは、この議題については、これで終わりにいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

これより議事に入ります。

議案第 46 号「藤沢市文化財保護条例施行規則の一部改正について」を

従いまして、学校運営協議会の委員の任命の手続き及び任期、学校運営協議会の議事の手続き、その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項につきまして、それぞれ規定したものです。

次に、関連規則の改正といたしまして、議案第 48 号「藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を申し上げます。（議案書 22 ページ参照）

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 第 1 項に規定する学校運営協議会を、令和 3 年度から段階的に市立小・中・特別支援学校に設置することを受け、学校評議員に関する規定を整備する必要によるものです。改正内容につきましては、議案書 24 ページの当該規則の一部を改正す規則及び議案書 25 ページの新旧対照表をご覧ください。第 19 条第 1 項「学校」の次に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 第 1 項の規定により学校運営協議会が置かれている学校を除く」を加えるものです。本市における学校運営協議会につきましては、既存の学校評議員の仕組みから移行させるもので、学校評議員での役割を記するものとなります。したがって、新たに学校運営協議会を設置する学校におきましては、学校評議員との重複設置をしないということを明確にするため、当該規則の一部を改正するものです。以上、議案第 47 号及び 48 号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。議案第 47 号及び第 48 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

岩本教育長 それでは、議案第 47 号「藤沢市学校運営協議会規則の制定について」及び議案第 48 号「藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決定いたします。

×××

岩本教育長 続きまして、議案第 49 号「藤沢市立学校施設再整備基本方針～学校施設の長寿命化に向けて～の改定について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

西山学校施設課長 議案第 49 号「藤沢市立学校施設再整備基本方針～学校施設の長寿命化に向けて～の改定について」、ご説明いたします。（議案書参照）

この議案の提案理由といたしましては、本市の市立学校施設の再整備に係る基本方針を改定する必要によるものです。また、この提案理由の根拠といたしましては、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する

る規則第2条第1号に記載のとおり、教育行政の運営に関する基本的な方針を定める場合は、教育長に委任されておらず、教育委員会に図ることとなっていることによるものです。

では、本方針の改定の経緯・構成についてご説明いたします。(資料 27 ページ参照)

1 改定の経緯については、教育委員会では、学校施設の再整備の指針として、平成 27 年 3 月に「藤沢市立学校施設再整備基本方針」を策定いたしましたが、国の方針に基づき令和 2 年度中に、中長期的な視点に基づく長寿命化に向けた整備方針について、新たに追加する等の見直しを行うものです。

2 本方針の構成では、従前の基本方針と同様、「第 1 章 藤沢市立学校施設の現状と課題」、「第 2 章 国の動向」、「第 3 章 藤沢市が目指す教育のあり方」、「第 4 章 学校施設の長寿命化における基本的な考え方」、「第 5 章 学校施設再整備実施計画の策定」までの 5 章立ての方針となっております。

それでは、別冊資料「藤沢市立学校施設再整備基本方針～学校施設の長寿命化に向けて～(案)」に基づき、主に改定となった部分を中心にご説明いたします。「はじめに」は、本方針の目的として、本市では、保有する多くの公共施設で今後、施設の更新を迎えることとなることから、平成 26 年 3 月に「藤沢市公共施設再整備基本方針」及び「藤沢市公共施設再整備プラン」を策定し、学校施設の整備を含めた再整備の基本的な考え方や方向性が示されました。教育委員会では、それらの方針やプランに基づく中で学校施設の老朽化の解消、維持、保全、環境整備等を計画的に実施していくため、学校施設独自の基本的な考え方を整備することを目的に、平成 27 年 3 月に本方針を策定いたしました。その後、本方針に基づき平成 28 年 2 月に「藤沢市立学校施設第 1 期実施計画」を策定し、六会中学校屋内運動場改築事業や鵜南小学校等改築事業の再整備事業を中心に学校施設の環境整備、維持管理に係る各種事業を行ってまいりました。

今年度第 1 期実施計画の計画期間である 5 年が経過する中で、国の「長寿命化計画策定に係る方針」等を踏まえ、より多くの学校施設の老朽化対策を実施していく観点から、中長期的な視点に基づく長寿命化に向けた整備方針を検討することが必要となったことから、学校施設の安全や機能、性能を確保することを最優先として、中長期的な視点に基づく長寿命化に向けた整備方針について、新たに追加等の見直しを行うものです。

次に、「第 1 章 藤沢市立学校施設の現状と課題」について、「市の人口及び児童生徒数の推移と今後の見込み」といたしましては、中長期的な推

計として、将来人口推計の地区別人口増減率を反映した推計に見直しまして、令和 37 年の児童生徒数として現在と比較いたしますと、児童数は約 4,000 人の減少、生徒数は約 1,700 人の減少が見込まれました。

6 ページの「4 学校施設の現状と課題」の「(1) 老朽化施設の解消」では、現在、使用年数が 40 年を経過した校舎棟を保有する学校は、55 校中 32 校、また同じく屋内運動場では 30 校となっており、老朽化が著しい状況となっています。7 ページの「(4) 学校規模の適正化」では、現状では過大規模により教室不足が生じている学校がある一方、児童生徒数の減少により小規模校となる学校があります。令和 8 年の児童生徒数の推計といたしましては、過大規模及び大規模校は、現在の 8 校から 11 校に増加する見込みですが、一方、小規模校は現在の 3 校から 7 校に増加することを見込んでおり、学校の規模に格差が生じる状況となっています。

次に「第 2 章 国の動向」については、「1 学校施設の長寿命化」では、国における「長寿命化計画」や解消の推進に係る動向について取り上げており、改築から長寿命化への転換、自己保全型から予防保全型への転換等の方針について記載しています。

「2 新たな教育的課題に対応するための教育制度の推進」の「(2) 少人数学級の推進」では、少人数学級の実現に向けた「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、小学校の学級編制の標準を 5 年かけて 35 人に引き下げるることについて記載しております。このことにより本方針では、小学校の学級編制は 1 学級 35 人とし、将来学習想定等の検討を行います。

次に、「第 3 章 藤沢市が目指す教育のあり方」の「3 学校施設に求められているもの」といたしまして、「藤沢市教育振興基本計画」や「学校教育ふじさわビジョン」の基本理念に基づく中で、これからの学校施設において充実すべき機能として、安全確保のための環境整備や機能向上、ICT の活用、インクルーシブ教育の推進、地域との連携・協働等の 7 つの機能を導き出しています。

次に、「第 4 章 学校施設の長寿命化における基本的な考え方」では、「1 基本的な考え方の検討」では、文部科学省の長寿命化計画の策定に係る基本的な考え方としては、将来的な財政状況を見通しつつ、安全な確保を最優先に「事後保全」型から「予防保全」型の管理への転換、また、「改築」から「長寿命化改修」への転換を図ることが必要されています。この基本的な考え方を踏まえ、限られた予算で、できる限り多くの施設の長寿命化を図り、安全性を確保するとともに、機能向上を図っていくことが可能となるよう長寿命化に向けての必要な検討を行います。

「2 改築による維持・更新コスト」では、建物使用年数 60 年程度で順次改築を実施していく計画とした場合、今後 40 年間の経費は、これまでの 1 年間当たりの投資的経費 23.4 億円の支出に対して約 2.9 倍となる 67.3 億円の経費がかかる見込みと試算しております。

「3 長寿命化に向けた検討」の「(1) 劣化状況の実態把握と評価の数値化」では、「図 4-3 評価基準」及び「図 4-4 の評価算定方法」を用いて、建物ごとの劣化状況の実態把握を行いました。26 ページの「表 4-1 劣化評価点」順位は、劣化状況の高い順に順位づけを行ったものです。

次に「(2) 建物の目標使用年数の検討」では、適切な時期に建物の長寿命化改修を実施することを前提として 80 年に設定いたします。「(3) 改修周期及び期間の検討」では、「図 4-5 長寿命化イメージ」のとおり、予防保全的な対応として、20 年置きに機能向上もしくは回復を図るために必要な改修を行っていく周期を設定いたします。「(4) 整備水準の検討」では、「表 4-2 整備水準」のとおり、設備ごとの整備水準を検討するものです。「(5) 整備手法の検討」では、長寿命化改修または改築といった整備手法の選択に当たり、コンクリート強度の数値は改修時の使用年数など一定の基準により、「図 4-6 整備手法フロー」を作成し、整備手法を検討するものです。「(6) 標準諸室の設定及び整備面積の想定」では、従前の標準諸室の設定に基づき、将来的な学校の規模に応じて設定を見直します。また、整備面積は各校の将来的な児童生徒数から学級数を想定し、その学級数を基に算定いたします。

次に、「4 長寿命化整備方針」では、これまでの検討事項を踏まえ、55 校の学校施設をグループ分けし、グループごとに一定の整備方針を定めます。「(1) 老朽化等の課題のある施設の抽出」では、施設の条件ごとにグループ分けを行い、長寿命化の可否を判別するための条件を整理いたします。31 ページの「表 4-3」は、長寿命化の可否について学校別にグループ分けするものです。分類 1 の 5 校、分類 2 の 11 校の 16 校については、改築を含めた整備が望ましい学校とします。また、分類 3 の 16 校、分類 4 の 11 校、分類 5 の 12 校の 39 校については、長寿命化改修が可能な学校として分類します。「(2) 整備方針」では、「表 4-4 分類別整備方針」のとおり、大まかな整備時期及び整備手法についてグループごとに整備方針を定めるものです。「(3) 長寿命化による維持・更新コスト」では、これまでの検討を踏まえ、長寿命化による維持・更新コストでは、今後 40 年間の経費は、これまでの 1 年間当たりの投資的経費 23.4 億円の支出に対して、約 2.2 倍となる 51.9 億円の経費がかかる見込みです。なお、改築型と比較すると、1 年間当たりのコストは 15.4 億円程度の増額が見込まれます。「(4)

実施計画の策定に向けた検討、運用」では、さらなるトータルコスト削減の検討が必要となつてまいりますので、整備手法の選定に当たりましては、児童生徒数の推移を見据え、令和3年度から検討を開始する予定である「(仮称)藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会」における検討の状況も視野に入れながら、各施設の劣化状況等を考慮し、改築または長寿命化改修の手法をバランスよく年次計画に組み入れていく必要があります。なお、学校施設の整備の実施に当たりましては、市全体の総合計画、指針との整合性を図り、公共施設再整備プランに事業を位置づけていくことが条件となることから、全庁的な検討体制を構築し、状況に応じたスケジュールや事業費等を精査しながら、整備方針の見直しを図っていくことが必要であると考えております。

次に、「第5章 学校施設再整備実施計画の策定」では、本方針に基づいた実施計画の策定につきましては、計画期間を5年ごとに区切り、随時見直しを行うこととし、表5に記載のとおり、策定していくこととしております。本方針の説明は以上となります。

議案書に戻りまして、「3 今後の予定」については、本方針に基づく「藤沢市立学校施設再整備第2期実施計画の策定」については、令和3年度から令和7年度までの5年間に取り組む事業を位置づけ、来年度の予算編成の状況や「第3次藤沢市公共施設再整備プラン」との整合性も図りながら、令和3年6月の策定を予定しております。議案書については26ページに記載のとおりです。以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長

事務局の説明が終わりました。議案第49号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長

それでは、議案第49号「藤沢市立学校施設再整備基本方針～学校施設の長寿命化に向けて～の改定について」は、原案のとおり決定いたします。

×××

岩本教育長

続きまして、議案第50号「藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

近学務保健課長

議案第50号「藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱について」、ご説明いたします。(議案書29ページ参照)

藤沢市学校事故措置委員会につきましては、藤沢市学校事故措置条例

第5条第2項に基づいて設置されており、児童生徒の安全施策を推進するとともに、学校管理下の事故により、災害を受けた場合の見舞金の認定等について審議をしております。現在の学校事故措置委員会委員は14名で組織されておりますが、その満期が本年3月31日をもって満了になることに伴い、広報ふじさわを通じ、市民より委員の公募を行うことにより、関係団体より委員の推薦を依頼しておりました。その結果、一覧表のとおり、公募委員の選出及び推薦をいただきましたので、新たな委員8名の委嘱について提案するものです。任期については、藤沢市学校事故措置委員会規則第4条第1項のとおり、2年とし、2021年（令和3年）4月1日から2023年（令和5年）3月31日までとします。なお、残り6名の委員に関しては、関係団体から推薦者の確定が新年度になるとの連絡をいただいておりますので、関係団体からの推薦をいただき次第、速やかに本会にお諮りいたします。議案書については記載のとおりです。説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長

事務局の説明が終わりました。議案第50号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

岩本教育長

それでは、議案第50号「藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

以上で、本日予定いたしました審議する案件はすべて終了いたしました。委員の方で前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃいますか。（なし）

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。4月21日（水）14時から、傍聴者の定員は20名、場所は本庁舎のレイアウト変更に伴い、来年度から3階会議室のスペースが縮小され、会議スペースを確保することが難しくなることから、会議室を変更し、本庁舎8階 8-1会議室において開催予定としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

岩本教育長

それでは、次回の定例会は4月21日（水）14時から、傍聴者の定員は20名、場所は本庁舎8階 8-1会議室において開催予定といたします。

以上で、本日の審議の日程はすべて終了いたしましたので、閉会といたします。

午後 5 時 34 分 閉 会